

鶴岡市農業委員会第 30 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 8 年 5 月 15 日 (金) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 205 会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節徑 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 渡部 秀明 調整主任 本間 伸一 主事 佐藤 優羽 鶴岡分室主査 村田 直樹 主事 横山 直生 温海分室主任 本間 太道
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席届はありません。遅参、早退もありません。定足数に達しておりますので、只今より第 30 回西部農地部会を開会いたします。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、9 番 佐藤泰仁 委員、1 番 五十嵐覚 委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは、報告事項に入らせていただきます。

議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて 報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて》
	(説 明)《報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項であります、質問等はございませんでしょうか。3番 石塚治己 委員。
3番 委員	3番 石塚です。36ページの機鶴396の案件について、所有者不明農地の内容を知りたいと思います。また、金額15,000円の決定についての経緯や決め方についてもお聞きしたいと思います。
事 務 局	所有者不明農地についてですが、亡くなった方の農地については、亡誰々と表示されますが、登記名義人が亡くなった場合、その相続に関わる人が代わって手続きをすることになります。今回、所有者の調査をしましたが所有者にたどり着けませんでした。そのような土地については、手続きを踏んだ上で、中間管理機構を通して耕作できることになっていますので、今回はその手続きを経て契約を行うものです。 単価の15,000円については、借受人と調整した結果、前に作っていた時と同じ単価でいいとのことで単価を決定したということです。
3番 委員	以前も同じ借受人が作っていた田んぼということですか。
事 務 局	はい、そうです。それから中間管理機構では、小作料の支払先がないわけですので、その場合、小作料相当分は法務局に供託するような形になるそうです。
3番 委員	ありがとうございます。
議 長	他にありませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	他になればこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	農地法第3条案件のため、各地区担当委員からの現地調査報告を求めます。鶴7から17と温2から5の順で、報告が複数の場合は順番に拘らずお願いします。鶴7からお願いします。5番 小南賢史 推進委員。
5番 推進委員	推進委員5番 小南です。鶴7は、農地処分のため隣接耕作者である譲受人へ売却するもので、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。

議 長	続いて鶴 8 についてお願いします。13 番 田村亮真 推進委員。
13 番 推進委員	推進委員 13 番 田村です。鶴 8 は、隣接耕作者である譲受人が、隣接する農地を耕作したい要望があり、譲渡人が売却するもので、農地は適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断したことを報告します。
議 長	次に鶴 9 についてお願いします。9 番 佐藤圭介 推進委員。
9 番 推進委員	推進委員 9 番 佐藤です。鶴 9 は、農地処分のため隣接耕作者である譲渡人へ売却するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	次に鶴 10 についてお願いします。3 番 石塚治己 委員。
3 番 委員	3 番 石塚です。鶴 10、鶴 12 について説明したいと思います。 鶴 10 は、譲渡人から譲受人へ無償譲渡するものですが、以前から譲渡人の所有する田を譲受人が購入していたのですが、三瀬は未整備地が多く、地籍調査等も行われていないため、この 3.3 m²だけが残っていたものです。基盤整備事業で調査を進めるなかでこの 1 筆が見つかったため、隣接耕作者である譲受人へ譲渡するものであります。現在も耕作しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しております。 鶴 12 は、譲渡人から譲受人へ無償譲渡するものですが、以前から譲渡人は耕作を他の方に任せていて、基盤整備事業が進むなかで、手放したいという申し出があり、隣接農業者である譲受人へ譲渡するものであります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しております。以上です。
議 長	次に鶴 11 についてお願いします。8 番 田澤幸弘 委員。
8 番 委員	8 番 田澤です。鶴 11 は、前々から譲受人の所属する法人が借り受けていたところで、農地処分のため売却するものであって、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	次に鶴 13 についてお願いします。12 番 小林節徑 推進委員。
12 番 推進委員	推進委員 12 番 小林です。鶴 13 は、譲渡人が農地処分をしたいということで、近隣耕作者である譲受人へ譲渡するということです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	次に鶴 14 についてお願いします。6 番 榎本勝 推進委員。
6 番 推進委員	推進委員 6 番 榎本です。鶴 14 は、基盤強化法で契約していたものの再契約ということで、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。事由が労力不足となっておりますが、鶴 16 と同じ基盤強化法から変更となります。
議 長	次に鶴 15 についてお願いします。4 番 齋藤潤子 推進委員。
4 番 推進委員	推進委員 4 番 齋藤です。鶴 15 は、出し手の労力不足のため、近隣耕作者である受入へ貸し付けるもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。
議 長	次に鶴 16 についてお願いします。8 番 田澤幸弘 委員。
8 番 委員	8 番 田澤です。鶴 16 は、基盤強化法による貸借期間終了に伴い、再契約するもので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。
議 長	次に鶴 17 についてお願いします。1 番 渡部信子 推進委員。

1 番 推進委員	推進委員 1 番 渡部です。鶴 17 は、出し手の労力不足のため、近隣耕作者である受 人へ貸し付けることになりました。5 筆とも水稲作付けとのこと。 また、東部の櫛 16 についても同様になります。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しな いため、許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは温海案件についてお願いします。15 番 本間長志 推進委員。
15 番 推進委員	推進委員 15 番 本間です。温 2 は、以前から受人が借り受けて水稲作付けを行っ てきた農地になります。今回、裁判所の審判によりまして正式に譲り受けることにな りました。取得後も引き続き水稲作付けを継続予定であり、特に問題はないというこ とで、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と判断しております。 次に温 3～5 は、槇代の田です。温 3 は集落付近、温 4、5 は集落から 3 キロ程離れ た山中の市道沿いであり、いずれも以前に合意解約で所有者に戻った田です。今回、 受人が耕作を引き受けるとのことで話がまとまりまして、この手続きとなったもので す。温 4、5 は、平場でないため、かなり単価が安くなっておりますけれども、いず れも水稲作付けを行う予定であり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可 相当と判断しております。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。3 番 石塚治己 委員。
3 番 委員	3 番 石塚です。鶴 9 は私の案件になりますので、退室の許可をお願いいたします。
議 長	退室を許可します。
	(3 番委員 退室)
議 長	それでは鶴 9 についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、鶴 9 について質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農 地法第 3 条の規定による許可申請の中の鶴 9 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号の中の鶴 9 については、議案通り決しました。3 番 石 塚治己 委員の入室を許可します。
	(3 番委員 入室)
議 長	それでは議案第 1 号の鶴 9 以外の案件について審議を行います。質疑のある方は挙 手願います。8 番 田澤幸弘 委員。
8 番 委員	8 番 田澤です。分からないことがあるので教えていただきたいのですが、鶴 7 の 高田字上村 273 について、譲渡人が譲受人へ売却するのは分かったのですが、報告事 項 21 ページの解約の鶴 54 で、譲渡人と借受人の法人が売買を事由としています。ま た解約の鶴 53 では、譲受人が貸付人で、同じ法人が借受人になっています。どうい うことでしょうか。

事務局	報告事項の 21 ページの解約の鶴 53 は鶴 7 の譲受人から、鶴 54 は鶴 7 の譲渡人から同じ借受人の法人が借りていた農地を解約するというものです。最初はハウスを建ててミニトマトを栽培するという予定でこの土地を借りていました。補助事業を活用しながらハウスを建てたいという意向があったのですが、補助事業が難しいという状況だったものですから、規模を縮小して、別の場所にするということになり、それぞれ所有者に農地を返すという解約の手続きです。 鶴 7 に隣接する譲受人が所有している農地も、以前鶴 7 の譲渡人から譲受人へ売却されたようなのですが、この上村 273 も譲受人に売却するということです。
8 番 委員	解約と書いてありますね。了解しました。
議長	他に質疑ありませんでしょうか。
	(発言者なし)
議長	他にないので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の鶴 9 以外について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 1 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議長	農地法第 5 条案件のため、担当委員からの現地調査報告を求めます。9 番 佐藤泰仁 委員。
9 番 委員	9 番 佐藤です。鶴 1 は、三瀬矢引の風力発電所の管理棟建設工事のために、大型車を施設内に入れるための道路として、主要道路の角の転作田を借りて曲がれるようにしたいということでした。転用期間 3 年ということでしたので、許可相当と判断しました。以上です。
議長	次に温海案件についてお願いします。15 番 本間長志 推進委員。
15 番 推進委員	推進委員 15 番 本間です。温 1 は、国道 7 号沿いで道の駅しゃりんの向かい側になります。鉄道の線路敷地との間に挟まれた場所にあり、今回、国交省発注の道路改良工事の関係で、現場事務所や仮設トイレ用地が必要だとして借り受けることになったものです。一時転用であり、工事終了後は原状回復の予定ですので、許可相当と判断いたしております。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議長	ないので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第 2 号について、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について》

議 長	それでは現地調査報告お願いいたします。9 番 佐藤泰仁 委員。
9 番 委員	9 番 佐藤です。5 月 8 日、私と渡部信子推進委員、事務局で現地調査を行いました。大広字山越の案件は、採取場の向かい側になります。地目は田ですが、現状を見たところ、山林になっているような状況でした。そこから隣接する土地に対して変更したいということです、その辺りがイノシシに荒らされており土地を整理してもらえるのであればいいかなと思いました。変更理由は問題ないものとして許可相当と判断いたしました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農業振興地域整備計画の変更について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号については、議案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これをもちまして、第 30 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 06 分

	議 長 <u>原 田 政 章</u> 議 事 録 署名委員 <u>佐 藤 泰 仁</u> 議 事 録 署名委員 <u>五十嵐 寛</u>
--	---